

農地法施行規則第29条第1号該当転用届

北区南区は「一」
中区東区は「二」

令和 年 月 日

岡山市第 農業委員会
会長 様

届出者 住所
氏名

借入地の場合は、
耕作人が届出る
(所有者の同意が必要)

電話

土地の表示等

土地の所在		地番	地目		面積(m ²)	土地所有者	
市	大字		登記簿	現況		住所	氏名
					A		

1筆の内一部を転用する場合
〇〇の内△△(全体面積の内転用面積)と記入し、測量図添付
転用面積が200m²未満でなければ、申請へ

転用理由

(例) 農業用耕耘機を新たに購入したため、保管場所として倉庫が必要なため

農業用倉庫の場合
「22% < B 建築面積 / A 敷地面積 < 60%」
を満たすようにする。
また、道路への接続など建築基準法に即しているか、建築指導課に確認してから建築すること

この転用を除き、1000m²以上の耕作面積が届出者になれば、受付できない

転用計画等

施設の概要	工事時期	利用期間	耕作面積
(建築面積 B m ²)	着工 令和 年 月 日		
	完了 令和 年 月 日		

農地区分：市街化、調整、農用地

添付書類

農用地の場合、農林水産課へも届出が必要

- (1) 転用土地の位置図
- (2) その他、登記簿謄本(全部事項証明書)・所有者同意書・測量図等が必要な場合あり